

○宮崎大学教育学部安全衛生・施設環境整備委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 3 年 3 月 19 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部（以下「学部」という。）に、木花地区事業場安全衛生委員会と連携し、職員及び学生（以下「構成員」という。）の安全衛生を確保するとともに、施設・環境整備を推進し、その改善を図るために、宮崎大学教育学部安全衛生・施設環境整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 構成員の危険及び健康障害の防止に関すること。
- (2) 構成員の健康保持、増進に関すること。
- (3) 災害の原因調査及び再発防止に関すること。
- (4) 施設及び環境整備の基本事項に関すること。
- (5) 施設及び植栽の整備・保全に関すること。
- (6) 省エネルギー及びリサイクルに関すること。
- (7) 交通対策に関すること。
- (8) その他学部における安全、衛生、防災、施設及び環境整備に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教務長
- (3) 木花地区事業場安全衛生委員会学部選出委員
- (4) 各講座から選出された教員 各 1 人
- (5) 事務職員 1 人

2 前項第 3 号の委員は第 4 号又は第 5 号の委員を兼ねるものとする。

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号から第 5 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

2 委員に事故があるときは、代理の者が出席できるものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときには、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学部事務部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。